

令和6年度 第1回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和6年4月19日（金） 10時00分～12時30分

開催場所 生駒市役所 大会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、相川委員、清水委員、中尾委員、藤田委員、
生駒委員、正垣委員、平阪委員

（事務局）藤川地域コミュニティ推進課長、和田地域コミュニティ推進課主幹、桐谷
地域コミュニティ推進課地域コミュニティ推進係長、沖本地域コミュニティ
推進課地域コミュニティ推進係員、松尾地域コミュニティ推進課地域コ
ミュニティ推進係員

（担当課）（経営企画部）飯島企画政策課長、牧井企画政策課課長補佐

（総務部）酒見総務課課長補佐、葛葉総務課法制係長、甫田防災安全課長、
谷防災安全課企画官

（生涯学習部）井川生涯学習課長、福田生涯学習課主幹

（1）自治基本条例進捗状況報告及び条例の見直し・検討について

【中川委員長】案件の1番、「自治基本条例進捗状況調査報告及び条例の見直し・検討」
について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】配布資料に基づき、説明。「資料1、資料2、資料3」

【中川委員長】質問が無ければ、このまま議事を進める。

（2）自治基本条例の見直し・検討（第6章）

【中川委員長】第6章第18条（まちづくり参画における市の責務）を検討する。相

川委員から、市民政策提案制度が廃止になった原因、またその代替措置についての質問が出ているがこれに関してはいかがか。

【企画政策課】市民政策提案制度が廃止になった原因、代替措置という質問に関して、本制度は平成 25 年度から開始したが、市民からの提案件数が令和 3 年度までで 7 件であったこと、また第 6 次総合計画にも記載されている通り、生駒市では、協創という考えのもと市民と行政が共に地域課題の解決やまち作りに取り組む土俵がおおよそ形成されたと判断したことから、令和 3 年度で廃止した。市のホームページの問い合わせメールや窓口で直接意見をいただくことを代替措置としている。

【中川委員長】中尾委員の意見に関してはどうか。

【企画政策課】市民政策提案制度について、実際採択されたケースは 3 件あり、部分的に採択されたものも 1 件ある。1 つ目は給食におけるたけひめプリンの提供。2 つ目は市のマンホールの塗り絵コンテスト。3 つ目は 0 歳からの足育講座の実施である。また、一部採択は市営古物市場の運営に関する提案である。

【相川委員】市民の提案が採択されたということの PR、あるいは皆で政策を考えるワークショップの開催等、検討すべきだったのではないか。間口を開けておくことが参画と協働の姿勢を示す 1 つのシンボルだったと考えるので、市民政策提案制度が廃止されたことは残念である。

【中川委員】正垣委員から総合計画審議会でヒアリングした市民団体の選出基準について質問が出ているがこれについてはどうか。

【企画政策課】令和 6 年度から開始する第 2 期基本計画の策定時に商工会議所、健康づくり推進委員連絡協議会、CODE for IKOMA、エコネットいこま、自治連合会、民生・児童委員連合会、いこまち宣伝部から意見を頂いた。市の課題として現役世代からの意見聴収が難しいことが挙げられるため、出来る限り現役世代から意見をいただけるよう配慮した。また、市内の小・中学生にもアンケートを実施し、意見をいただ

いた。

【中川委員長】相川委員から地域コミュニティ推進課へ、前回の意見3の趣旨に沿った回答になっているか。また、都市計画課のワークショップ（ミライ会議）と地域コミュニティ推進課のワークショップはどのような連携をしているのかと質問が出ているが、これに関してはいかがか。

【事務局】まち作りのワークショップが乱立しているのではないかと、他課と連携して実施しているかという趣旨であると想定する。地域コミュニティ推進課で毎年「参画と協働のまち作り事業調査」を行っており、各課が行っているワークショップを一覧にして把握している。また、地域の課題解決を目的として実施するワークショップ等については、各課から地域コミュニティ推進課にも相談がある。例として挙げられているミライ会議については、都市づくりの課題解決を目的にあすか野で平成30年度に実施されている。また、萩の台でも令和元年度にワークショップを開催しており、地域コミュニティ推進課も参加した。令和2年度以降については、ミライ会議に代わり、地域コミュニティ推進課で複合型コミュニティづくりに取り組む自治会を対象にワークショップを実施している。また、その他都市づくりの観点からは、拠点形成課が生駒駅南口エリアの活性化を目的としたワークショップを開催している。詳細は資料2を参照していただきたい。

【中川委員長】その他に相川委員から、「配慮した上で等しくまちづくりに参画する権利を保障する」等の表現を解説文に追記した方が良いのではないかという意見が出ているため、修正することとする。

【中川委員長】清水委員から参画と協働の職員研修に関する各階級の受講率について質問が出ているがこれに関してはどうか。

【事務局】研修について、令和2年度に管理職を対象に「参画と協働」の研修を実施している。また令和3・4年度は各2回開催しており、それぞれ係長級以上および3

年以内の若手職員を対象に「参画と協働」の原理や必要性をテーマに研修を実施している。令和 5 年 1 月には、中川委員長を講師として招き、自治基本条例の存在意義、条例の理解と実践について、改めて職員に浸透させる研修を行っている。また、令和 6 年度の新規採用職員 55 名に対して自治基本条例の研修を行った。各種研修を通じて概ね全ての職員が受講している。ただし、研修は継続的な実施が重要であると考えているので、引き続き全ての職員を対象に実施していきたいと考えている。

【清水委員】第 18 条に書かれていることは「参画」である一方で、各部局が回答している取組の多くが「参加」に関するもののように見受けられた。例えば、市役所側で開催したイベントに対して何人参加したという回答などが該当する。職員が「参画と協働」の趣旨を理解していないのではないかとと思われるので引き続き研修をしていただきたい。

【中川委員長】中尾委員から地域未来人材育成事業に関する手応えについて意見が出ているが、これに関してはいかがか。

【地域コミュニティ推進課】地域未来人材育成事業はこれからのまちづくりを支える若者世代をターゲットにワークショップを開催し、地域活動への参画を促す事業である。令和 3 年度は 11 人、令和 4 年度は 17 人、令和 5 年度は 13 人が参加し、自ら企画したプロジェクトを実施した。ワークショップを通じて若者が地域との関わりを持ち、大人と出会うことで地元や地域に愛着を持ち、まちづくりに関心を持ってもらうということを目的に実施している。参加者からは「自分たちが知らなかった場所で様々なことをしている人と出会えることが楽しかった」「地域を見直す良いきっかけとなるうえに新たな交流も生まれた」などの意見が多数出ていることから、若者世代には地域のことを考える良いきっかけとなっているのではないかと考える。今後は参加者と自治会活動をいかに結び付けるかを考慮し実施したいと考えている。

【中川委員長】学区単位のコミュニティを支える次世代の地域人材形成を図ること、

またその社会活動に関する必須科目である人権、男女等の学習資源を生涯学習政策の見直しによって生み出し、転換を図っていくことが重要、という意見を出している。

また、相川委員からはまちづくり人材バンクの見直し状況について、清水委員からはIKOMA サマーセミナーの開催頻度について質問が出ている。

【生涯学習課】中川委員長の意見から回答する。現在コミュニティ・スクールが生駒市内の全小中学校で進められている。市民自治協議会を始めとした学区単位での様々な活動発展や活動の担い手となる地域人材の育成が必要になると考えている。地域コミュニティ推進課や関係部署とも連携しながら今後検討したい。次に相川委員の意見について、まちづくり人材バンクの利用や登録者が減少するなかで、現在市ホームページへの掲載や、生涯学習施設窓口での冊子の配架で情報を発信しているが、今後周知方法の見直しが必要であるという、意味で記載した。市民にとってわかりやすく利用できる仕組みにしていくために、こういった形が良いのか、市民や人材バンク登録者の意見も聞きながら進めたい。また、「防災分野」との連携については、防災安全課と話を進めているところである。清水委員の意見について、IKOMA サマーセミナーに関しては毎年夏に１回開催をしている。

【中川委員長】第 19 条（総合計画等の策定）の検討に移る。私から、総合計画において住民自治に求められることと団体自治に求められることを、より明確にしてほしいと意見を出している。

【企画政策課】令和 6 年度から始まった第 2 期基本計画においては第 1 期基本計画の内容を踏襲し、市民や事業者ができる取組のイメージを具体的に記載し、住民自治を明確にしている。また、行政の役割として、基本構想に記載しているまちづくりの基本的な考え方において、自助・共助・公助について定めている。

【中川委員長】平阪委員から、自治基本条例の見直し後の総合計画、その他計画の見直しのフローについて質問が出ているがいかがか。

【企画政策課】市民自治基本条例が見直しになり、総合計画の内容に齟齬が生じた場合は見直しを行う。その他の分野別計画の見直しについては、担当課で適切に見直し作業を行うことになる。

【中川委員長】防災安全課に対して私から「防災」における人権の視点について、相川委員から地域防災計画や国土強靱化地域計画への市民参画について、意見が出ているがいかがか。

【防災安全課】中川委員長の意見に回答する。特に発災後の避難生活や復興にあたり人権に配慮することは必要だと考えている。このため、地域防災計画の関連計画として避難所運営マニュアルを策定しており、避難者の人権を尊重した避難所の運営について規定している。避難所運営マニュアルは、避難所内での内容が中心であるが、避難所に来られない市民への対応についても記載をしている。次に相川委員の質問に回答する。令和５年度から各自治会、自主防災会の役員向けに災害対応の研修会を実施しており、風水害と地震、地区防災計画の策定についても説明している。また、昨年度研修後に地域で地区防災計画を策定したいという申出が１件あり、当課で全面的にサポートし作成に至った。国土強靱化地域計画については、公募市民が委員として出席する生駒市防災会議にて市民の意見を聴収することで市民参画を図っている。生駒市防災会議は民生・児童委員、自治会、生駒市赤十字奉仕団、自主防災会代表、生駒市医師会、商工会議所、土地改良区などの団体から推薦された委員を中心に構成されており、半数が市民である。さらに、様々な事業者と災害協定を締結しており、事業者からも意見をいただいている。また、生駒市国土強靱化地域計画は、今後内閣府の最新のガイドラインに沿って見直す予定である。総合計画と一体的に検討する予定はないが、総合計画の趣旨に則り検討を進めていく。

【相川委員】避難所運営マニュアルや発災後の対応について、人権の視点を取り入れていることは理解したが、個別避難計画についてはどうか。また、防災会議の年間の

開催回数及び会議内容を聞きたい。

【防災安全課】生駒市災害時要援護者支援プランに個別避難計画について規定している。個別避難計画は、令和５年度からモデル地区を３か所選定し、土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の災害リスクの高い地域から優先して作成している。会議には、自治会、自主防災会、本人、本人のご家族、高齢者や施設を利用している方、ケアマネージャー、施設の方に参加いただき、個別避難計画の策定を進めている。今後、自ら避難計画を作成できる方には、ガイドラインに沿って計画を作成いただく予定である。防災会議は、年１、２回の開催である。

【中川委員長】次に生涯学習課に対して、相川委員から意見が出ているがこれに関してはいかがか。

【生涯学習課】社会教育基本方針と生駒市生涯学習推進基本方針との関連について、古い資料がHPに残っており、更新できていない部分があった。平成１９年に生駒市生涯学習推進基本方針を策定し、それに基づいて社会教育基本方針を策定、さらに平成２７年の法律改正後、教育大綱を各自治体で策定することが必要となったため、平成２８年度に教育大綱を策定した。社会教育基本方針は教育大綱の下位に位置づける計画として密接に連携を図っていくものである。生駒市生涯学習推進基本方針の内容も踏まえて教育大綱を策定しているが、現在両者に明確な関連がない。今後はいただいた指摘に基づいて、社会教育基本方針及び重点目標をホームページに掲載する。次に社会教育委員会議の資料がホームページに掲載されていない件に関しては、２月末に行った会議資料と議事録を週明けに掲載する予定である。自治基本条例や総合計画等の市政運営や、身近な地域について学ぶ事業としては、市内在住の高齢者を対象としたいこま寿大学が該当し、担当職員が講義を行う学習会を開催している。また、身近な地域の魅力や課題について学ぶ場については、働き盛り世代や子育て世代を対象とした学びの場「ischool」において、学びと交流の社会見学を１０回実施した。今ま

で気付かなかった地域資源や地域で行われている活動の魅力、課題などを知ってもらい、新たな人と地域、活動の繋がりが生まれるきっかけになっている。今後もこの取組を継続し、さらに発展させたい。自治基本条例についての講座は実施出来ていないので、担当課と連携しながら機会を設けたいと考えている。

【中川委員長】次に第20条（説明責任）の検討に移る。行政経営課が、「行政改革におけるコストダウンについて分析集計しているが、パフォーマンスアップ・エフェクト・アナリシスについては、現制度では特に判断していない。」と回答しているがなぜか。効率性の向上や政策の有効性を分析することは、行政改革に当然必要なことである。コストダウンのみを分析するのであれば、職員の士気が下がる一方だと考える

【企画政策課】行政改革に関して、機構改革により所管課が企画政策課となったので回答する。生駒市行政改革推進委員会において、行政改革大綱に基づく行動計画を策定しており、その行動計画に定められた取組については行政改革推進委員会の中で事業の有効性を判断し、毎年度評価している。

【中川委員長】KGI もしくは KPI があるという認識でよろしいか。

【企画政策課】行動計画は、KPI を設定し、取組みと併せて評価している。

【中川委員長】清水委員から企画政策課に対して、提供する情報の一定に基準を設けることに関して質問が出ているがいかがか。

【企画政策課】前回の見直し時にも同様の意見をいただいたが情報の内容も多岐に渡り、公開に関する情報も多様かつ複雑であるため、情報公開について一定の基準を設定することは難しいと考える。一方で、予算編成の過程やアクションプラン等は出来る限り公開している。また、総合計画審議会は公開の場であり、審議会の資料や会議録を含めて公表している。また、各担当課では、各計画や事業の立案に際して、その情報をできるだけ公表するとともに総合計画の考え方に基づいて市民との協働を意識して取り組んでいる。

【清水委員】前回の見直し時の意見に対する回答欄が空白になっている箇所が散見される。

【事務局】ご指摘を踏まえ、前回の質問に対する回答という欄を設けるなど、様式等を変更する対応を考える。

【中川委員長】第21条（意思決定の明確化）に移る。相川委員から総務課に対して、情報提供に関して、取組状況に温度差があるのはなぜかという意見が出ているがいかか。

【総務課】附属機関や懇談会等については、指針や基準等を定めて運用している。会議は原則公開としており、指針の基準に基づく手引きにおいては、会議終了後、会議資料および会議録を公表するとされている。一方で、会議の公開に関する基準において、個人情報があれば非公開となる場合があり、公開することで、公正かつ円滑な会議運営に支障が生じる場合等は適用除外となる。そのため、各課の公開資料の質に差が生じていると考えられる。

【中川委員長】2つの観点から意見を述べる。まず、各部局の情報共有の程度あるいは出されている資料の制度、会議録の緻密さなど、各部局の実態を審議会に諮問すべきではないのか。情報公開の程度が各部局の自由裁量に任されているということが問題だと考える。また、公文書保存、管理の観点からどの程度まで整備すれば、各部局の業務過多にならないのかを把握すべきである。全ての情報を公開するとなれば、業務の負荷が過大になるので、情報公開審議会、公文書保存審議会等から意見をいただいたくなど、双方に諮問をかけ、基準を決める必要があるのではないか。

【相川委員】審議会によっては、当日資料が公開されておらず、議事だけ見てもよくわからないようなものが見受けられる。できるだけ資料を掲載してほしい。

【総務課】指摘を踏まえ、各課と調整する。

【中川委員長】第22条（行政組織）の検討に移る。平阪委員が企画政策課に対して

分野横断型の組織名称に関する意見が出ているがいかがか。

【企画政策課】組織名称については、名称から業務が想起できるよう検討している。

指摘のとおり社会情勢等によって新たな業務が発生した場合についても、組織において対応していく必要があるので、毎年度組織を見直す必要性等を検討している。

【平阪委員】変わった内容が市民にどのように伝わっているのかが大切であり、ホームページにアクセスした際にもわかりやすく掲載されるべきだと思う。

【企画政策課】今年の４月に大きな機構改革を行ったが、４月の広報に変更点などの要点を掲載している。また、市のホームページでは各課のページを設け、業務内容等を掲載している。電話の対応について、外部から市役所に電話すると最初に電話交換手に繋がるが、交換手と各課業務内容を共有し、適切な業務の窓口に振り分けている。

【中川委員長】多くの方が共感する質問であると思う。近年カタカナの課の名称が増えているが、何をしている課なのかがわからない。市民から見たときに理解しやすいような言葉の選択をしてほしい。また、業務の所管替は慎重に行い、広報する必要があると考える。次に第 23 条（職員政策）の検討に移る。これについては、別途資料にて回答をいただいている。次に第 24 条（法務政策）の検討に移る。前回も同様の意見を出し、その際にすべて伝えたので再度回答をいただく必要はない。次に第 25 条（法令遵守及び公益目的通報）の検討に移る。私からコンプライアンス研修について、相川委員から法令遵守に関する研修の対象について意見が出ているがいかがか。

【総務課】中川委員長の意見に回答する。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で研修は行わなかったが、今年度は実施する予定である。次に相川委員の意見に回答する。現状は、職員に限定した研修しか行っていない。指摘はおそらく指定管理者の従事者や市の委託業務受注者にも研修を実施すべきということだと理解しているが、市の業務ということを理解していただいた上で、それぞれ受託されているので、指定管理者、委託事業者で研修を実施するものと考えている。

【相川委員】大手の事業者であれば企業内で実施しているが、指定管理や委託には民間団体、市民グループが一定程度関わる部分もある。他の自治体では市が職員向けに実施する研修について、事業者の参加を認めている例があるのでぜひ検討されたい。

【総務課】状況に応じて検討したい。

【中川委員長】次に第 26 条（行政手続）の検討に移る。これについては委員の意見質問等はない。現行通りでよろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】次に、第 27 条（危機管理）の検討に移る。

【事務局】正垣委員の意見について、「新型インフルエンザ」を「新型感染症」に改正したいと考えている。

【中川委員長】相川委員の防災リーダー制度は、生涯学習課のまちづくり人材バンクとは連携しているのかという質問に関して、防災安全課の回答をいただきたい。

【防災安全課】防災リーダーはまちづくり人材バンクとは少し趣旨が異なると考えているので、これまで連携はなかったが、必要に応じて連携し調整する。次に、避難場所を提供してくれる企業に関して、現在、本市では災害時の物品の提供や活動の連携はあるが、避難場所の提供という面で連携している企業はない。

【相川委員】他市では、津波避難の際の高台や、分散避難をするための駐車場の開放など、避難場所の連携が増えているが、生駒市ではそうした事例が 1 件もないということか。

【防災安全課】仰る通りである。被災者が多数出ることが想定される地域に、大きな駐車場がある等、多くの方が避難できる設備を有するところが少ないので、避難場所の提供に関する協定はない。平阪委員からいただいた近畿圏外の自治体、団体等との協力体制について、本市の友好都市である福井県敦賀市とは、広域避難を含む大規模災害時の応援協定を結んでいる。また、本市は全国青年市長会に所属しており、災害

相互応援協定を結んでいるため、全国各地の自治体と連携している。熊本地震の際も本市から支援を送ったことがある。以上より、近畿圏外の自治体との連携は進んでいると考える。

【森岡副委員長】現状、避難所の設営だけが防災リーダーの役割のようにになっている。防災リーダーとは「何か」「何をするのか」をより明確にして育成に力を入れてほしい。様々な知識を持たない人も防災リーダーになっていると感じる。

【防災安全課】現在、防災リーダーとしては、「防災士の資格を持っている方」「奈良県のリーダー研修を修了した方」にお声がけをし、本市の地域の防災に協力していただける方に登録していただいている。防災の資格は持っていなくても、地域の防災に関わりたいという方も登録可能であるが、避難所の設営だけが防災リーダーの役割とは考えていない。地区防災計画を策定する際に、防災リーダーの知識や知見をいただいたり、訓練に際して、助言・アドバイスをいただいたりすることを目指している。防災リーダーの資質の維持や向上が必要であると考えているので、今年度、防災リーダーを対象にした研修の実施を考えている。

【中川委員長】第 28 条（広聴応答義務）の検討に移る。これについて資料 2 で回答をいただいているがこれでよろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】第 29 条（広聴対応）の検討に移る。これについて、平阪委員から、条文に「市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため」とあるが、「苦情」が並びの先頭になっている点が気になるという意見が出ているがいかがか。

【事務局】「苦情」をあえて先頭に持ってきたという意図はない。並列で並べているということでご承知いただきたい。

【中川委員長】次に第 30 条（財政運営の基本方針）の検討に移る。委員からの意見がないので、現行通りでよいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】次に第 31 条（予算編成、執行及び決算）の検討に移る。特段意見は出ていないので現行通りでよい。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】第 32 条（財政管理）の検討に移る。生駒委員からの質問に対しては、財政課から資料 2 で回答が出ている。現行通りでよい。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】第 33 条（財政状況の公表）の検討に移る。これに関して意見は出ていないので現行通りでよい。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】第 34 条（行政評価）の検討に移る。相川委員から企画政策課に対して、解説文第 3 号にある「市民等による評価システムの構築」は、どこまで進んでいるかという質問が出ているがこれに関してはいかがか。

【企画政策課】総合計画については総合計画審議会があり、市民団体の代表や公募委員、市民の方が参画し、進行管理をしている。また、行政改革推進委員会についても、団体代表の方や公募市民の方が参画し評価している。

【相川委員】「評価システム」と書いてあるからには審議会や委員会だけではなく、もう少し幅広く取組むようなイメージだと考えるが、そうした体制はないということか。

【企画政策課】現状はその通りである。

【中川委員長】第 35 条（外部監査）の検討に移る。外部監査について、解説では「条例施行後にその内容を検討することになります。」とあるが、解説を制定してから年数が経過しているので表現は改めるべきである。

【事務局】整合性が取れるように修正する。

【相川委員】第 34 条第 3 項を再度検討したい。条文の「常に評価の改善に努めなけ

ればならない」、解説の「市民などによる評価システム構築することが重要」は当初はどのようなイメージであったのか。単に審議会で評価をすることを想定したのか、もう少し踏み込んだシステムを構築する想定でこの条文を作成したのかを知りたい。

【中川委員長】この条文で伝えなかったことは、コストダウンの評価だけでなく、効率性や、有効性の分析も必要であるということである。また以前は達成指標のみ設定されることも多く、到達指標がない計画もあったので、様々な評価方法を取り入れるべきだという意味で作成した。

【相川委員】第 34 条の第 3 項の解説文は、市民参画による評価など、市民のことが書かれている。その辺りに踏み込んだ議論は当時なかったのか。

【中川委員長】そういった議論はなかったと記憶している。

【相川委員】今後考える必要があると考える。

【中川委員長】第 3 章の見直しを終了する。

(3) 自治基本条例の見直し・検討（第 6 章）総括

【事務局】先ほどの議論を踏まえ、解説の訂正すべき箇所を整理する。第 18 条について解説文にある「配慮」という表現をもう少し踏み込んだものに修正する。第 21 条について、先ほどは議論が無かった点ではあるが、総務課から解説文のなかに「生駒市行政文書管理規則」を入れてはどうかという提案があったがいかがか。

【委員】異議なし。

【事務局】続けて第 27 条について、解説文の「新型インフルエンザ」の表記を「新型コロナウイルス感染症」に変更する。続けて第 34 条について、相川委員から指摘があった解説文の中の「評価システム」という表記を修正するかどうか検討いただきたい。第 35 条について、解説文の「条例施行後にその内容を検討する」という表記を、現状に合わせた表現に修正する。

【相川委員】第 21 条について、各部局によって情報公開にばらつきがあることを解

説文に入れたほうが良いと思う。「公開されているものは資料も含めて掲載」と追記してはどうか。

【事務局】解説文に入れるか、自治基本条例検証報告書に意見として書き添えるか検討する。

【森岡副委員長】第34条について、市民などによる評価システムが何かわからない。システムという文言に違和感を覚える。

【中川委員長】「まちづくりの施策については、予算制度と連携した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。」と修正してはどうか。

【生駒委員】条文では「評価方法」と記載しているのに対し。解説では「評価システム」となっているので、同じ文言にするために解説も「評価方法」とした方が良いと考える。

【事務局】いただいた意見をもとに事務局で修正案を検討する。

(4) 自治基本条例の見直し・検討（第40条）

【事務局】前回の委員会において市民自治と市民自治活動の関係性について意見をいただいた。事務局で内容を検討し解説部分の加筆修正案を作成した。第40条では「市民自治」を定義しており、1項の末尾「市民が主役となったまちづくりを行う活動という」で、市民自治と市民自治活動の関係性を記載している。この解説文を受け、「市民自治」と「市民自治活動」の間に明確な線引きを行うのではなく、「市民自治」に「活動」という文言を付することで、より一歩前進していく、アクションを起こしていく印象を与えているものと捉え、解説文を修正した。昨年の総合計画審議会においても、今回の指摘と同様に「市民自治」と「市民自治活動」に関する意見交換があったが、審議の結果、「市民自治」と「市民自治活動」では、重なる部分も多いが、具体的な活

動に繋げていくためにも「市民自治活動」という文言の方が良いのではないかと、という意見があり、施策名を「市民自治活動」とした経緯もある。

【森岡副委員長】この条文に市民自治協議会についての記載がないことが腑に落ちない。市民自治の中に市民自治協議会の活動は含まれないとも読み取れる。

【事務局】確かにこの条文解説文の中には協議会という表記はないが、市民自治協議会を含めないという意味合いではない。地域の活動の一つとして市民自治協議会の重要性は認識している。

【相川委員】市民自治協議会については第43条で独立して条文として設けており、軽視しているわけではないと考えるの。

【森岡委員長】様々なボランティア活動が行われている地域もあるが、活動を行っていない地域が置き去りになっていることも問題である。そのような市民も含めた活発な市民自治活動への発展が必要である。出来る人だけがするのは、活動していない地域がより衰退してしまうので、活動しない人たちも巻き込んでいく、広げるような取組になることが理想的ではあるが、実際、自治会の担い手は減少している。活動できない自治会をこれからどうしていくのかという観点をいれてほしい。

【事務局】森岡委員の意見は第40条に対する意見というより、自治会活動の本質的な問題をついたものであったと思う。当然行政としてもいかに若い世代も巻き込んで地域活動を進めるのかということを行政だけではなく、自治会や市民自治協議会と協力しながら検討する必要があると考えている。

【中川委員長】では、第40条については資料のとおりの変更としてよろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】他に意見が無ければ、これをもって本年度第1回の市民自治推進委員会を終了する。

以上